

平成19年度予算査定額（案）主要事項の概要

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

（前年度予算額 6,707,415千円）

平成19年度査定額（案） 7,745,147千円

1. 趣 旨

障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援の充実を図るとともに、特別支援教育推進のための教職員配置の充実を図る。

2. 内 容

(1) 特別支援教育体制推進事業 193,857千円(209,049千円)

LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した計画的な支援体制の充実を図る。また、平成19年度においては、新たに大学生を活用した学校支援を実施する。

○委嘱先：47都道府県

(2) 発達障害早期総合支援モデル事業 50,807千円(新規)

保健、医療、福祉関係機関と連携して発達障害の早期発見・早期支援に重点をおいた取組を実践的に研究する。

○指定先：10地域

(3) 高等学校における発達障害支援モデル事業

21,121千円(新規)

高等学校段階における発達障害のある生徒を支援するため、厚生労働省の発達障害者支援体制整備事業等と連携の上、調査研究を行う。

○指定先：10校

(4) 職業自立を推進するための実践研究事業

70,296千円(新規)

厚生労働省と連携・協力し、学校、教育委員会、労働関係機関、企業等との連携の下、障害のある生徒の就労を支援し、職業自立を促進するための実践研究を行う。

○委嘱先：12都道府県

(5) 障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業
17,296千円(7,703千円)

特別な支援を必要とする子どもたちに対し、先導的な取組を行っている
NPO等に特別支援教育の在り方に関する研究を委嘱する。

○委嘱先：3団体 → 6団体

(6) 特別支援教育就学奨励費負担等 6,664,652千円(6,490,663千円)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情をか
んがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために
必要な援助を行い、就学を奨励する。

(7) 特別支援教育推進のための緊急的な定数措置

727,118千円(新規)

小・中学校におけるLD・ADHDの児童生徒に対する指導の充実を図
るとともに、特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図るための緊
急的な定数措置を行う。

子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成19年度は特別支援教育元年～学校教育法に新たに位置づけ～

発達段階に応じた支援

幼稚園段階

小・中学校段階

高等学校段階

学校教育後

特別支援教育推進のための緊急的な定数措置(新規) 727百万円

特別支援教育体制推進事業

支援体制の整備

- ・校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの指名
- ・巡回相談の実施
- ・専門家チームの設置
- ・学生支援員による支援(新規)

発達障害早期総合支援モデル事業(新規)
査定額(案) 51百万円

保健・医療・福祉関係機関と連携して、障害の早期発見・支援に重点をおいた取組を実践的に研究

特別支援教育体制推進事業 査定額(案)194百万円

高等学校における発達障害支援モデル事業(新規)
査定額(案) 21百万円

高等学校段階において発達障害のある生徒を支援するため、厚労省の発達障害者支援体制整備事業と連携の上、調査研究を実施

職業自立を推進するための実践的
研究事業(新規)
査定額(案) 70百万円

厚労省と連携・協力し、学校、教育委員会・労働関係機関、企業等との連携の下、障害のある生徒の就労を支援し、職業自立を促進するための実践的研究を実施

保護者への支援

特別支援教育就学奨励費負担等(拡充)
査定額(案) 66億65百万円

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学校等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な交通費・教科用図書購入費・学用品費等を補助

地域活動への支援

障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業(拡充) 査定額(案) 17百万円

特別な支援を必要とする子どもたちに対し、先導的な取組を行っているNPO等に特別支援教育の在り方に関する研究を委嘱

地方財政措置

小中学校における障害のある児童生徒に係る「特別支援教育支援員」の配置

地方財政措置予定額 25,000百万円
(21,000人相当)

先般の学校教育法等の改正において、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられた。

特に、小中学校の児童生徒に約6%の割合で存在する発達障害の子どもへの対応については喫緊の課題となっているところである。

このため、当該児童生徒に対し、日常生活動作の介助と学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置が可能になるよう要望を行った。